

序

能 見 善 久 (第2分科会主査)

本報告書では、銀行取引に関連する消費者保護の問題を再び取り上げることにした。このテーマについては、以前にも取り上げたことがある、しかし、近年、銀行取引をめぐる消費者保護の問題については、新法の成立や各種の法改正に伴う環境の変化が見られる。また、インターネットをはじめとする技術の進歩によって、個人が銀行取引に関わる仕方も大きく変化してきている。このような新しい状況の中で、消費者保護・投資家保護・顧客保護の問題も、従来にない新しい発想、新しい解決が求められている。検討すべき問題は多いが、本報告書で取り上げたのは、その中のごく一部である。それを簡単に説明すれば以下の通りである。

第1に、従来の証券取引法を改組して金融商品取引法として、投資性金融商品全般についての横断的な投資家保護の規律を設けたことに関連する問題を扱った。ただ、本報告は、銀行取引に関連する問題を検討することに絞っている関係で、金融商品取引法そのものの検討ではなく、同法の規制と整合的な規制を設けた銀行法の改正と新たな規制の対象となった特定預金等契約についての銀行の行為規制の問題を検討した(中田執筆)。

第2に、裁判においてより使われやすくするために改正が行われた金融商品販売法が規定する説明義務と適合性原則の問題についての検討をした(山田執筆)。金融商品販売業者に対して顧客が説明義務違反を理由として損害賠償を請求する場合に、説明義務の中身をどうとらえるか、適合性原則がどのように関わるかは、常に大きな争点である。

第3に、銀行業務の拡大ないし形態の変化に伴う問題がある。そのうちの1つは、銀行による保険販売の全面的解禁である。銀行がこれまで扱ってきたのは貯蓄性の商品であるが、保険を扱うことによってこれまでは異なるタイプの商品の販売に伴う義務や責任が問題となる(山下執筆)。もう1つの問題は、銀行法の改正で導入された銀行代理店の制度が銀行取引および消費者保護に与える影響である。代理店による説明義務の問題、銀行の責任の問題、分別管理や利益相反行為の禁止の問題など、多くの論点がある(前田執筆)。

第4に、インターネットを用いた非対面取引(インターネット・バンキング)が急速に普及しつつあり、その中で誤取引や他人のなりすましによる被害などが生じている。便利ではあるが、危険な側面もあるインターネット・バンキングなどの非対面取引において、窓口における対面取引とは違う消費者保護の問題が生じている(能見・山下執筆)。

第5に、顧客保護を目的とする各種の法律の整備にともなって、改めて、銀行取引において生じた銀行・顧客間の紛争をどのような手続きで解決するのが合理的かが問われている。裁判による解決と裁判外紛争処理制度についての検討も議論の進展がある(青山執筆)。

一通りの検討はしたが、掘り下げると更に重要な問題に次々とぶつかることを発見したが、これらについては別の機会に検討したい。